

南相馬市条例第 号

南相馬市保育園条例の一部を改正する条例

南相馬市保育園条例(平成18年南相馬市条例第110号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	入所定員	名称	位置	入所定員
【略】			【略】		
南相馬市立かみまの保育園	【略】		南相馬市立かみまの保育園	【略】	
			南相馬市立原町あずま保育園	南相馬市原町区東町三丁目7番地の4	115人
			南相馬市立原町なかまち保育園	南相馬市原町区仲町一丁目177番地	100人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。